

諮問日：令和4年10月5日（令和4年度（最情）諮問第15号）

答申日：令和5年2月27日（令和4年度（最情）答申第31号）

件名：特定の事件の決定の理由が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する
件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「本件開示申出文書1」など
といい、これらを併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとし
て不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和4年8月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮
問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和4年7月末までの長期にわたり本件開示申出文書を探索したにもかかわらず、
いずれも取得していないとは、具体的ないかなる理由によるものか、御
回答いただきたい。

職員が懸命に数か月にわたって探索しても取得不可能という事態は発生し得
るのか（あるいは作成も不可能なのか。）。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人が開示を求める特定の事件A、B、C及びDの決定の理由が分か
る文書としては、各事件の決定書及び決定に至る経過で作成された文書等が考
えられるが、これらは裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手

続の対象とはならない。もっとも、一般的に、裁判事務に関する文書の写し等が司法行政目的で作成又は取得されることがあり、その場合には同文書の写し等は司法行政文書開示手続の対象となり得るため、文書の探索を行ったが、当該文書は存在しなかった。

2 本件開示申出文書3に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

なお、再審請求の求意見手続については、刑事訴訟規則286条に定められており、再審求意見書の説明や取扱いを記載した文書を作成又は取得せずとも、再審請求の求意見手続に何ら支障は生じないことから、司法行政事務に関して当該手続に関する文書を作成又は取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月11日 苦情申出人から意見書（同月5日付け）を收受
- ④ 同月18日 苦情申出人から意見書（同月11日付け）を收受
- ⑤ 同日 苦情申出人から意見書（同月12日付け）を收受
- ⑥ 同月24日 苦情申出人から意見書（同月17日付け）を收受
- ⑦ 同日 苦情申出人から意見書（同月19日付け）を收受
- ⑧ 同月31日 苦情申出人から意見書（同月24日付け）を收受
- ⑨ 同年11月4日 苦情申出人から意見書（同年10月31日付け）
を收受
- ⑩ 同月14日 苦情申出人から意見書（同月7日付け）を收受
- ⑪ 令和5年1月20日 審議
- ⑫ 同年2月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書1、2、4及び5について、最高裁判所事務総長は、上記のとおり、苦情申出人が開示を求める特定の事件A、B、C及びDの決定の理由が分かる文書としては、各事件の決定書及び決定に至る経過で作成された文書等が考えられるが、これらは裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とならないと説明する。

司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれないとされている（取扱要綱記第1参照）。本件開示申出文書1、2、4及び5は、その内容に照らせば、上記各開示申出文書の対象文書として、特定の各事件の決定書及び決定に至る経過で作成された文書等が考えられ、裁判事務に関する文書であると認められるから、取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しない。また、最高裁判所において、本件開示申出文書1、2、4及び5に係る司法行政文書の探索を行ったが、当該文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容も、本件開示申出文書1、2、4及び5の性格に照らすならば、不合理とはいえない。

2 本件開示申出文書3について、再審の請求について決定をする場合の意見の聴取に係る手続については、刑事訴訟規則286条に定められていることを踏まえると、再審求意見書の説明や取扱いを記載した文書を作成し、又は取得せずとも、再審請求の求意見手続に何ら支障は生じないことから、司法行政事務に関して当該手続に関する文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

3 そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 4 苦情申出人は、本件開示申出文書の探索の時間が長期である旨主張するが、本件開示申出文書が提出された後、その内容について補正が行われ、開示申出から3か月後に補正書が提出された本件の経緯からすると、上記主張は失当である。
- 5 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 特定年月日付け特定の事件Aの決定の理由が分かる文書
- 2 特定年月日付け特定の事件Bの決定の理由が分かる文書
- 3 「再審求意見書」とは何かが分かる文書
- 4 特定年月日付け特定の事件Cの決定の理由が分かる文書
- 5 特定年月日付け特定の事件Dの決定の理由が分かる文書